

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2020-002

申立人：X

申立人代理人：弁護士 新田 裕子
同 小池 亮史
同 高松 政裕

被申立人：公益財団法人 日本自転車競技連盟 (Y)

被申立人代理人：弁護士 畑 敬
同 小池 修司

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 申立人の請求を棄却する。
- 2 仲裁申立料金 55,000 円は、これを二分し、それぞれを各自の負担とする。

理 由

第 1 当事者の求めた仲裁判断

- 1 申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
 - (1) 被申立人が 2020 年 5 月 26 日付で発表した「第 32 回オリンピック競技大会 (2020/東京) 延期に伴う自転車競技ロード種目代表選考基準の見直しについて」のうち、男子ロードレースに関する選手選考基準を取り消す。
 - (2) 仲裁申立料金は被申立人の負担とする。
- 2 被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
 - (1) 申立人の請求を棄却する。
 - (2) 仲裁申立料金は申立人の負担とする。

第 2 事案の概要 (両当事者に争いのない事実及び証拠により容易に認められる事実)

1 当事者

申立人は、日本のプロチームに所属する自転車競技選手であり、第 32 回オリンピック競技大会 (2020/東京) (以下「東京五輪」という。) の日本代表選手を目指している。被申立人は、日本国内における自転車競技を統括する公益財団法人である。

2 事案の経緯

(1) 被申立人の旧選考基準

被申立人は、2018 年 9 月 7 日、東京五輪の自転車競技男子ロードレースの選手選

考基準（以下「旧選考基準」という。）を決定した。旧選考基準の内容は、国際自転車競技連合（以下「UCI」という。）公認レース（以下「UCI レース」という。）の結果に応じて付与される UCI ポイントを基準として計算される独自の選手選考ポイント獲得数の上位者から順に日本代表選手として選考するという内容で、以下の通りであった。

以下の選考基準(1)~(2)の順に選考する。

選考基準(1)

下記基準 A), B)を満たす者

A) 2001 年 12 月 31 日以前誕生

B) 2019 年 10 月 27 日付け UCI 個人ランキング 10 ポイント以上獲得者

選考基準(2)

2018 年 UCI ワールドランキング配点表のポイントに、被申立人決定のポイント表に該当するランクにより対応する係数を乗じて計算したポイント合計の上位者から順に選考する。

選考対象期間: 2019 年 1 月 1 日~2020 年 5 月 31 日

(2) UCI の決定による選考対象期間の中断

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、UCI の決定により、2020 年 3 月 15 日以降、国内外の UCI レースは全て中止され、上記選手選考期間は 78 日間を残して中断した。

上記選手選考期間中断時点における選手選考ポイント獲得状況は、1 位 A 選手 413 ポイント、2 位申立人 274.8 ポイント（但し、被申立人は 274 ポイントと主張している）、3 位 B 選手 258 ポイント、4 位 C 選手 161.5 ポイントであった。

(3) 被申立人の新選考基準

2020 年 3 月 30 日、東京五輪の開催日程が 1 年延期となり、2021 年 7 月 23 日から開催されることが決定した。

これを受けて被申立人は、2020 年 5 月 22 日、中断された選手選考期間につき、期間の再設定を行うことを含む、東京五輪の自転車競技男子ロードレースの新たな代表選手選考基準（以下「新選考基準」という。）を決定し、同月 25 日に公表した。新選考基準の内容は、以下の通りであった。

以下の選考基準(1)~(2)の順に選考する。

選考基準(1)

下記基準 A), B)を満たす者

A) 2001 年 12 月 31 日以前誕生

B) 2019 年 10 月 22 日付けの UCI 個人ランキング 10 ポイント以上獲得者

選考基準(2)

- a. 従来の選考基準に従い、対象期間開始となった 2019 年 1 月 1 日より、新型コロナウイルス感染拡大懸念により UCI からの大会開催中止の指示が出された 2020 年 3 月 15 日までに獲得された五輪選考ポイントは有効とする。
- b. 次回 UCI ワールドツアー再開日から、UCI ワールドツアー中断による本来の選考期間不足日数である 78 日（UCI から大会開催中止の指示が出された 2020 年 3 月 15 日から 2020 年 5 月 31 日までの日数）を追加選考期間とする。但し如何なる場合にも今後 UCI により再設定されるレースカレンダー

においての 2020 年ワールドツアー最終戦終了日には選考期間を終了する。
追加選考期間も従来の五輪選考ポイント表に基づきポイントを加算し、最終的に五輪選考ポイント獲得者上位 2 名を代表に選出する。

(4) UCI の決定による UCI レース再開

他方 UCI は、UCI ワールドツアーの再開日を 2020 年 8 月 1 日と決定した。その結果、追加選考期間は、2020 年 8 月 1 日から 10 月 17 日の 78 日間となった。

(5) 国内で開催予定の UCI レースの開催中止

追加選考期間に日本国内で予定されていた UCI レースのうち、①全日本自転車競技選手権大会ロード・レースは、2020 年 6 月 22 日に開催中止が決定された。②同様に、ジャパンカップサイクルロードレースも、2020 年 6 月 26 日に開催中止が決定された。③さらに、大分アーバンクラシックは、未だ UCI レースカレンダーから削除されていないが、UCI レースとしてではなく、ローカルレースとして規模を縮小して開催予定である。

(6) 諸外国における入国制限措置等の状況

2020 年 7 月 27 日現在、「日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置をとっている国・地域」として外務省が発表しているのは 130 カ国である。

3 本件仲裁の申立て

申立人は、新選考基準について、UCI ワールドツアー再開日から 78 日間を追加選考期間とする内容は、各国が日本に対する入国制限を継続している中で、申立人を含む一部の選手はポイント対象となるレースに参加することが極めて困難であり、UCI レース中断前と同様のレース参加機会が与えられていないこと、各選手の居住する国や地域により参加できるレース数が大きく異なり、選手間でのレース参加機会に大きな不公平が生じていること等から、著しく合理性を欠くとして、その取消しを求めた。

第 3 仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり

第 4 当事者の主張

1 申立人の主張の要旨

申立人は、請求を基礎づける理由として、以下のとおり主張した。

①申立人にレース中断前と同様のレース参加機会が与えられていないこと

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続くなか、各国で日本からの入国制限・行動制限が設けられており、また、追加選考期間に日本国内で開催される UCI レースは開催中止となることが確実である。

したがって、日本国内に在住する申立人が追加選考期間に UCI レースに参加することは極めて困難であり、レースへの参加機会が失われている。

②日本のプロチーム所属選手と欧州のプロチーム所属選手との間で、レースへの参加機会に著しい不公平が生じていること

追加選考期間に日本国内で開催される UCI レースは開催中止となることが確実である一方、欧州では UCI レースが複数開催される見込みである。

したがって、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入国制限・行動制限等に鑑みれ

ば、欧州在住の選手と日本在住の選手との間でレースへの参加機会に著しい不公平が生じている。特に日本を拠点に活動している申立人は、海外の UCI レースに参加しようとする場合、現地到着後 14 日間の自主隔離等が必要な場合があり、また、少なくとも、日本帰国時には必ず 14 日間の自宅等での待機が必要になるのであって（甲 13、14）、14 日間もの間、トレーニングを行えないことになり、この点のみを考慮しても、追加された 78 日間に海外で開催される UCI レースに参加することは相当困難である。

③追加選考期間の開始日を UCI ワールドツアー再開予定日である 2020 年 8 月 1 日としているのは時期尚早であること

欧州の選手を前提に判断された UCI ワールドツアー再開予定日を、日本在住の選手も多数関わっている日本代表選手の選考期間に当てはめることは不合理である。

そもそも、UCI レースのうち、クラス 1、クラス 2 では、本来レース主催者が海外のチームを最低 5 チーム招聘する義務があるが、2020 年 8 月 1 日からの UCI レース再開後はこの義務が免除されていることからすれば（甲 15）、UCI 自身、2020 年 8 月 1 日をもって国際的な往来が可能になったとは考えていないことが明らかである。また、UCI レースの出場には、1 年ほど前から出場のための交渉が始まるものもあり、少なくともレースの 60 日前には主催者は招待チームまたは競技者に対して大会情報を送付しなければならず（甲 6）、新選考基準が発表された 2020 年 5 月 25 日から交渉を開始したのでは、同年 8 月 1 日から同年 10 月 17 日までの追加された 78 日に開催されるレースについて、新たに参加機会を得るのはおよそ不可能である。

オリンピックへのエントリー締め切りは 2021 年 7 月 5 日であり（甲 3、甲 27）、追加される 78 日間の開始日を UCI ワールドツアー再開日の 2020 年 8 月 1 日に設定する合理性はない。

④同じ自転車競技であるマウンテンバイク代表選考基準との間に著しい不合理が生じていること

被申立人は、マウンテンバイクの代表選考については追加選考期間を設けず、従来の選考基準を維持している。

マウンテンバイクについて従来の選考基準が維持された根拠は、男子ロードレースにおいても当てはまるどころ、自転車競技の種目間で整合性のある基準が採用されるべきである。

⑤「機会」の置き換えを求める IOC の要請に反していること

IOC は、代表選考基準を見直す場合には、「機会」の置き換えを求めている。

本件における新選考基準は、単なる日数の置き換えにすぎず、レースへの参加機会の置き換えになっていない。

2 被申立人の主張の要旨

被申立人は、以下のとおり反論した。

選手選考基準の取消しについて判断する場合は、社会通念上著しく合理性を欠き制定権者の裁量権の範囲を逸脱してこれを濫用したと認められるか、という観点から判断すべきである。

本件では、これまでの獲得ポイントを維持しつつ UCI ワールドツアーが再開された追加選考期間におけるポイントも考慮対象とする新選考基準は、「世界と戦える選

手を選ぶ」という旧選考基準から一貫した被申立人の方針に合致しており、国内のレースを主体にする選手よりも、国内と海外の双方のレースに参加できる選手の方が必然的にポイント対象のレースに出場できる数が増え、また、選考におけるポイント係数の倍率もレベルの高いワールドツアーや欧州ツアー（UCI プロシリーズ）で活躍できる選手が高順位になるように傾斜配分されている。つまり、被申立人は、選手が海外チームに所属することを通じて、海外のレースに参加できる環境を自ら実現することも含めた実力を求めてきた。さらに、新選考基準の設定にあたり、被申立人としては、個々の選手のエントリーや出場予定について把握しておらず、UCI の国際大会の中でも再開に向けたハードルが最も高いと推察される UCI ワールドツアー再開日に追加の 78 日の開始日を設定したことは、中央競技団体としての公平性・客観性の観点から合理的な理由がある。また、新選考基準は、長い中断による代表争いの長期化により、出場権の獲得が確実な選手と未確定の選手との間でピーキング（大会本番に向けた調整）に違いが出ることへの懸念や、選考期間の流動的な延期による選手の心身の疲弊に配慮したものになっており、公平性担保と代表争いの長期化の弊害の均衡をとったものである。

新選考基準の決定時点においては、国内でポイントの対象となるレースが実施される予定があったのであり、その後の新型コロナ禍への対応によって国内で行われる予定であった各大会の主催者がレースの中止を判断したことは、被申立人による新選考基準決定後の事情であり、新選考基準の合理性を検討するうえで考慮すべきでない。

入国制限、自宅待機、海外レースへの招待などは、国内のレースを中心に代表争いをしてきた申立人のポイント獲得戦略の問題であって、新選考基準そのものに不合理があるとはいえない。さらに、2020 年 7 月 1 日以降、EU は日本人の入国規制を緩和している。

また、選考基準の取消しが行われてしまうと、申立人と被申立人との間の個別の問題ではなく、他の多くの選手に多大な影響が及ぶところ、選考基準の取消しは極めて謙抑的に判断されるべきである。

そして、選考基準の選択肢として複数の可能性が考えられるのは確かであるが、申立人は新選考基準の代わりに何が適当な基準であるのか具体的に示すことができず、申立人の主張する請求を基礎づける理由はいずれも、社会通念上著しく合理性を欠き制定権者の裁量権の範囲を逸脱してこれを濫用したと認めるには至らないものである。

したがって、申立人の請求は棄却されるべきである。

第 5 本件スポーツ仲裁パネルの判断

1 判断の基準について

競技団体の決定の効力が争われたスポーツ仲裁における判断基準として、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断の先例によれば、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それ

を取り消すことができると解すべきである。」と判断されているところ、本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考ええる。

この点に関し、被申立人は、本件のような代表選手選考基準そのものを取消しの対象とする場合には異なる判断基準を用いるべきであり、「選考基準自体の取り消しについてはより慎重な配慮が要求されることを踏まえ、本件選考基準は、社会通念上著しく合理性を欠き制定権者の裁量権の範囲を逸脱してこれを濫用したと認められる場合に限り、違法であると判断すべき」と主張する。被申立人が主張するこの判断基準は、日本スポーツ仲裁機構の先例（JSAA-AP-2018-018）において言及されているものであるが、当該判断基準は、上記の本件スポーツ仲裁パネルが妥当と考える判断基準と実質的に異なるものとは考えられず、上記の本件スポーツ仲裁パネルが妥当と考える判断基準の「②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合」における「著しく合理性を欠く」か否かの判断において考慮されれば足りるものと考ええる。

したがって、本件においては、上記の本件スポーツ仲裁パネルが妥当と考える判断基準によって判断する。

2 新選考基準は「著しく合理性を欠く」といえるか

(1) 合理性の有無の判断基準時

申立人は、新選考基準においては、2020年3月15日のUCIによるレース中断前と同様のレース参加機会が申立人には与えられていないこと、日本のプロチーム所属選手と欧州のプロチーム所属選手との間で、レースへの参加機会に著しい不公平が生じていることから、新選考基準は「著しく合理性を欠く」ものであると主張する。

しかし、申立人が主張するレース参加機会の有無、レース参加機会の不公平は、いずれも新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえた国内レース主催者の中止判断、または各国の入国制限、行動制限等によって生じたものである。すなわち、申立人が新選考基準において定められた追加選考期間中に開催されるUCIレースに参加できないのは、国内で開催が予定されていた全日本選手権、大分アーバンクラシック及びジャパンカップサイクルロードレースが、中止あるいはUCIレースとしての開催を取り止めたためであり、海外のUCIレースに参加することが困難なのは、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて各国が実施している入国制限、行動制限によるところがきわめて大きいといえる。そして、これらの事情は、いずれも被申立人が新選考基準を決定した2020年5月22日より後に生じた事情であるため、新選考基準が「著しく合理性を欠く」か否かを判断するにあたり、新選考基準決定後に生じた事情も考慮すべきか否かが問題となる。

この点に関し、新選考基準の合理性の判断基準について、被申立人は、行政処分の取消訴訟において処分時説が通説であること、事後的な事情から遡って判断されることは不合理であることを理由に違法性（合理性）判断の基準時は処分時（新基準の決定時）とすべきであると主張する。一方、申立人は、仲裁判断時に存在する事情を総合考慮した結果著しく不合理となっているのであれば、これに基づき代表選考を行うべきでないから、仲裁判断時に存在するすべての事情を考慮すべきであると主張する。

しかし、結論として、本件が新選考基準の取消しを求めるものであり、新選考基

準を定めた被申立人の決定の当否を問題とするものである以上、新選考基準を決定した時点における事情に基づき判断するのが原則であると考えられる。もちろん新選考基準の当否の判断に際し、決定後に生じた事情のすべてが排斥されるものではなく、判断時の決定の合理性に影響し得る事情等については、たとえ決定後に生じた事情であっても考慮の対象とすることは妨げられない。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の状況下において、どのような事態が将来発生するかを、新選考基準時に正確に予測することはできない。特に本件における国内レースの中止・UCI レースとしての開催取り止めに起因する申立人のような選手の日本国内におけるレース参加機会の喪失という結果は、新選考基準の決定後に生じた、事前に予測することが困難な事態であるから、これを被申立人による新選考基準決定の当否を検討する際に考慮することは妥当ではない。

(2) 2020年8月1日を追加選考期間の開始日としたことの当否

申立人は、新選考基準においては、追加選考期間の開始日を UCI ワールドツアー再開予定日である 2020年8月1日としているが、これは時期尚早であると主張する。2020年8月1日の時点では、いまだ各国の入国制限、行動制限等の状況がまちまちであり、日本に居住する選手が欧州で開催される UCI レースに参加することは事実上困難であるのに対し、欧州内での移動は比較的容易であるため、欧州に居住する選手との間の不公平が解消していないと主張するものである。

それに対し、被申立人は、出場権の獲得が確実な選手と未確定の選手との間でピーキング（大会本番に向けた調整）に違いが出ること、新選考基準において選考の長期化による選手の心身の疲弊に配慮したことを UCI ワールドツアーの再開日と選考期間の再開日を合わせた理由として挙げる（答弁書別紙 13 頁）。この点につき本件では、出場権の獲得が確実な選手と未確定な選手がいるわけではなく、被申立人の主張するピーキングの前提条件が存在しない。さらに、居住地により一部の選手には追加選考期間にポイント獲得のチャンスが実質的にないことの不合理性は、選考の長期化による選手の心身の疲弊よりもはるかに大きくまた、回復不可能なものであるとも考えられる。

さらに、海外の競技会に出場するためには、1年程度の参加交渉期間が必要であること（申立書、甲 28）、ルール上 60 日前までに主催者から大会情報の送付を受けることでレースへの参加が確定することを考慮すれば（申立書 11 頁、甲 6）、各選手が新基準に則った活動計画と準備のための期間は必要なものであって、追加選考期間の開始日を、可能な限り最も早い時期に設定したことが時期尚早であるとの申立人の主張も首肯できる。

しかし、各国の入国制限、行動制限の状況は、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて変化するものであるから、いつの時点で入国制限、行動制限が緩和されて、選手の往来が容易になるかを予測することは困難であると言わざるを得ない。追加選考期間の設定をできる限り遅らせることで、その間に新型コロナウイルスの感染状況が収束に向かうことを期待することも考えられなくはないが、設定を遅らせれば必ず不公平が解消されると断言しうるものでもない。したがって、追加選考期間をどの時期に設定するかはさまざまな考えがあり得るところであるが、いずれも一長一短が存在し、どの時期に設定することが合理的であるか一義的に決定する

ことは困難である以上、2020年8月1日を追加選考期間の開始日とした新選考基準の決定が「著しく合理性を欠く」ということはできない。

また、証拠調べ（証人D・被申立人理事）の結果によれば、被申立人は、追加選考期間の開始時期を設定するにあたり、各国の入国制限、行動制限等の状況を踏まえて選手の往来可能性を自ら検討して判断することなく、UCIがワールドツアーを再開すると判断する限りは、これらの条件もクリアされているとUCIが判断したものと考えるなど、専らUCIの判断に依拠したものと解される。UCIの判断だけに依拠することなく、被申立人に、日本の状況に基づく独自の判断を下す余地はあったと考えられるが、他方、新型コロナウイルスの感染拡大状況が予測困難であり、前述のように追加選考期間をどの時期に設定するのが妥当かはさまざまな考えがあり得るところ、その判断を国際自転車競技の統括団体であるUCIに依拠したことには止むを得ない面もあり、他により良い選択肢があったとしても、これを「著しく合理性を欠く」と評価することまではできない。

(3) マウンテンバイク選考基準との整合性

申立人は、新選考基準は、被申立人が決定したマウンテンバイクの代表選手選考基準と整合性を欠いていると主張する。マウンテンバイクについては、ロードレースと同様に2020年3月15日以降UCIレースが中断しているが、被申立人は追加選考期間の設定を行わずに代表選手を決定するとしており、その理由として公表した各点はいずれもロードレースにも妥当するものであるから、整合性を欠いていると主張するものである。

しかし、同じ被申立人の決定であっても、ロードレースとマウンテンバイクはまったく異なる種目であり、選考の状況、競技の性質、選手の状況、選手の実力等、さまざまな点が異なるのであるから、同じ被申立人の決定であっても結論が異なることもあり得るところである。

したがって、この点の申立人の主張は失当であり、マウンテンバイクの選考基準との対比をもって新選考基準を「著しく合理性を欠く」と評価することはできない。

(4) IOCの要請に反するか

申立人は、2020年3月15日のUCIレース中断後に残されていた78日間を単に置き換えただけの新選考基準は、「機会」の置き換えを求めるIOCの要請にも反していると主張する。しかし、IOCは抽象的に方向性を推奨しているにとどまるものであり、個別具体的な置き換えの方法を指示するものと解することはできない。

したがって、この点の申立人の主張は失当であり、IOCの要請を理由に、新選考基準を「著しく合理性を欠く」と評価することはできない。

第6 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

第7 附言

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に基づくその後の事情の変化により、結果的にレース参加の機会を事実上失った申立人のような選手を救済する必要性については十

分に理解できるところである。一旦決定された選考基準が、それ自体は妥当であっても、決定時には予測し得なかった、その後の事態の変化により、選手間に著しい不公平・不平等が生じる場合、一般に、競技団体として選考基準の見直し、不利な状況に陥った選手の救済等の措置を講じることに期待したい。

以上

2020年7月31日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 川添 丈

仲裁人 八木 由里

仲裁人 須網 隆夫

仲裁地 東京

仲裁手続の経過

1. 2020年6月30日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「別紙1～4」「委任状」「証拠説明書」及び書証（甲第1～28号証）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同年7月2日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。また、機構は、事態の緊急性に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、規則第50条第1項及び第3項に基づき、本件を緊急仲裁手続によること、及びスポーツ仲裁パネルを構成する仲裁人を3名とすることも併せて決定した。
3. 同月8日、被申立人は、機構に対し、「委任状」を提出した。
4. 同月10日、機構は、仲裁人長として川添丈を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、川添丈は仲裁人長就任を承諾した。
同日、機構は、仲裁人として八木由里を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
5. 同月13日、八木由里は仲裁人就任を承諾した。
6. 同月14日、機構は、仲裁人として須網隆夫を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、須網隆夫は仲裁人就任を承諾し、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
7. 同月15日、機構は、仲裁専門事務員として中嶋翼を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
同日、中嶋翼は仲裁専門事務員就任を承諾した。
8. 同月16日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「答弁書別紙」「証拠説明書(1)」「証人尋問申請書」及び書証（乙第1～30号証）を提出した。
9. 同月17日、申立人は、機構に対し、「証拠の申出」を提出した。
10. 同月21日、被申立人は、機構に対し、「証拠説明書(2)」及び書証（乙第31号証）を提出した。
11. 同月22日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問の日程、出席者、証人の採用、審問の開催方法等について、「スポーツ仲裁パネル決定(1)」を、両当事者への釈明事項について、「スポーツ仲裁パネル決定(2)」を、それぞれ行った。
12. 同月27日、被申立人は、機構に対し、「準備書面1」「証拠説明書(3)」及び書証（乙第32～38号証）を提出した。
同日、申立人は、機構に対し、「第1準備書面」「別紙5～8」「証拠説明書」及び書証（甲第29～41号証）を提出した。
13. 同月28日、本件スポーツ仲裁パネルは、追加の主張提出期限及び釈明事項について、「スポーツ仲裁パネル決定(3)」を行った。
14. 同月29日、申立人は、機構に対し、「第2準備書面」「証拠説明書」及び書証（甲第42～43号証）を提出した。
同日、被申立人は、機構に対し、「準備書面2」「証拠説明書(4)」及び書証

(乙第 39 号証) を提出した。

15. 同月 30 日、東京において審問が開催された。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは審理を終結した。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 山本 和彦